

件名	愛媛県恩給条例の一部を改正する条例							
主管課	人事課職員厚生室							
根拠法令等	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第40号)							
<p>【改正の概要】</p> <p>老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保融資の新規申込受付が令和4年3月末をもって終了となることに伴い、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <table border="1" data-bbox="272 734 1321 1285"> <thead> <tr> <th>改正箇所</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県恩給条例第16条 第1項</td> <td>恩給を受ける権利は、 譲渡し、又は担保に供 することはできない。 <u>ただし、株式会社日本 政策金融公庫及び別に 法律で定められた金融 機関に担保に供するこ とは、この限りでな い。</u></td> <td>恩給を受ける権利は、 譲渡し、又は担保に供 することはできない。 _____ _____ _____ _____ _____</td> </tr> </tbody> </table>			改正箇所	現行	改正後	愛媛県恩給条例第16条 第1項	恩給を受ける権利は、 譲渡し、又は担保に供 することはできない。 <u>ただし、株式会社日本 政策金融公庫及び別に 法律で定められた金融 機関に担保に供するこ とは、この限りでな い。</u>	恩給を受ける権利は、 譲渡し、又は担保に供 することはできない。 _____ _____ _____ _____ _____
改正箇所	現行	改正後						
愛媛県恩給条例第16条 第1項	恩給を受ける権利は、 譲渡し、又は担保に供 することはできない。 <u>ただし、株式会社日本 政策金融公庫及び別に 法律で定められた金融 機関に担保に供するこ とは、この限りでな い。</u>	恩給を受ける権利は、 譲渡し、又は担保に供 することはできない。 _____ _____ _____ _____ _____						
施行日	令和4年4月1日							
【その他参考事項】								